

# 2023年4月診療報酬改定のお知らせ

4月より診療報酬改定に伴い以下の変更があります。

## 1. 医療情報システム基盤整備体制充実加算について

マイナンバーカードの保険証利用推進を目的とした加算です。

これまでも初診の方を対象として加算が有りましたが、今回の改定によって再診の場合も加算対象となります。

マイナンバーカードの利用		現行の加算	特例措置
初診料 <sup>※1</sup>	なし	4点	6点
	あり	2点	2点
再診料	なし	-	2点
	あり	-	-

※1 この場合の初診とは、初診料が算定される場合であり、初めて当院を利用する場合にはありません。しばらく受診されていなかった場合や、これまでとは違う病状で受診される場合は初診となります。

※ 加算は月に1回のみです。

マイナンバーカードの利用で診療情報を取得・活用することで、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力お願い致します。

## 2. 一般名処方加算 特例措置（4月から12月まで） + 2点

医薬品の供給が不安定な状況を踏まえ、一般名処方を推進することにより、保険薬局において、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じ調剤できることで、患者様に適切に医薬品を提供するための加算です。

※ 当院では従来より一般名で処方箋を発行しているため、処方箋を受ける方の多くが対象となります。